

市街地液状化対策事業

1. 事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

2. 補助対象

1. 液状化対策事業計画※の案の作成（付随する調査含む）及びコーディネートに要する費用に対する支援
2. 液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業（設計費・工事費）及び付随する調査に要する費用に対する支援

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

3. 補助要件

1. 東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域、その他国土交通大臣が東日本大震災による液状化被害があると認める市町村内で行うもの
2. 液状化対策事業計画の区域内で行うもの
3. 液状化対策事業計画の区域の面積が3,000平方メートル以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
4. 液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの（すべてのものの同意を得ることが望ましい）
5. 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

4. 液状化対策事業概念図

